

賃貸住宅を取り巻く様々な危険に対処できる、安心の保険

MASTGUARD

- マストガード -



「MAST GUARD (マストガード)」は、賃貸入居者総合保険のペットネームです。

2017年4月版

事故受付センター
フリーダイヤル
もしも事故にあわれたらご連絡ください。

0120-565-501

受付時間/24時間・365日 受付後は、以下の営業時間で事故の対応をさせていただきます。
営業時間/平日9:30~17:00
● 土日・祝日・休日および12月28日~1月4日はお休みとさせていただきます。

お引越し(退去)
ご契約内容に関する
お問い合わせ

0120-886-070

受付時間/平日9:30~17:00 土日・祝日・休日および12月28日~1月4日はお休みとさせていただきます。
お引越しの場合は、借戸室の変更または解約などのお手続きが必要です。
● 解約により、保険料を返還できる場合がありますので、お早めにご連絡ください。

解約の場合の返還保険料の計算方法

保険契約を解約(保険契約者による解除)される場合の返還保険料は、次の算式のとおりです。計算結果に10円未満の端数がある場合には、1円の位を四捨五入して10円単位とします。

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 2,000\text{円}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}}{\text{保険期間(月数)}}$$

*注1...契約初期費用(保険契約の締結などに要した費用)

*注2...「保険期間開始日から解約日までの月数」は1か月未満の端数は1か月に切り上げます。例)保険期間開始日から、6か月と10日で解約する場合は、7か月となります。

- このリーフレットは、賃貸入居者総合保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件、保険金を支払わない場合、ご契約手続、その他の保険の詳細内容は弊社または取扱代理店へご照会ください。
- ご契約者と被保険者(保障を受けられる方)が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご一読ください。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。ご不明な点がある場合には取扱代理店までお問い合わせください。
- 賃貸入居者総合保険の保険期間は2年で、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社は積水ハウスグループの少額短期保険業者です。

お問い合わせ先(取扱代理店)



(共同保険幹事会社)

マスト少額短期保険株式会社

〒151-0053
東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新宿マインズタワー 5F
http://mastsast.co.jp

(共同保険非幹事会社)

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

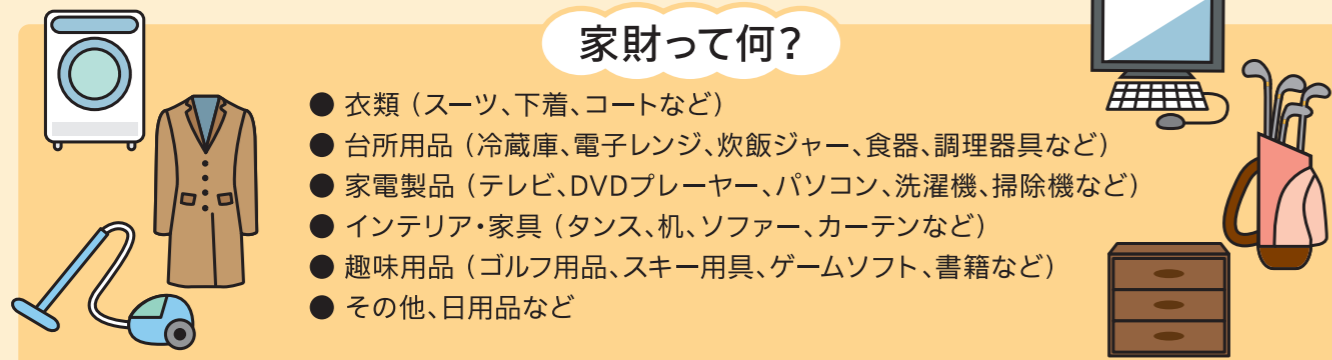


家財は意外と高額。
あなたの保険金額は十分ですか?

間取りが2LDKで
大人2人 子供2人
世帯主35歳のご家族の例

▶ **家財の合計750万円!**

家財って何?



- 衣類 (スーツ、下着、コートなど)
- 台所用品 (冷蔵庫、電子レンジ、炊飯ジャー、食器、調理器具など)
- 家電製品 (テレビ、DVDプレーヤー、パソコン、洗濯機、掃除機など)
- インテリア・家具 (タンス、机、ソファ、カーテンなど)
- 趣味用品 (ゴルフ用品、スキー用具、ゲームソフト、書籍など)
- その他、日用品など

家財の損害は再取得価額に基づいて保険金をお支払いいたしますので、万一の場合、損害保険金だけでもとどおりになります。

家財保険金額の決め方(契約タイプの選択)

ご契約にあたっては、家財の再取得価額の目安に基づいて、150万円から750万円の間に契約タイプをご選択いただけます。家財保障につきましては、家財保険金額が保障の上限となり、実際に存在する家財の再取得価額に不足していると、万一の場合に十分な保障が受けられない可能性があります。また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、実際に存在する家財の再取得価額を超えて家財保険金額をお決めいただいても無駄になります。家財の再取得価額は、借戸室の間取りを目安にお決めください。

【家財簡易評価表】

| 参考間取り | 1R(学生向け) | 1R・1K | 1DK・1LDK | 2DK・2LDK以上 |
|-------------|----------|--------|----------|------------|
| 家財の再取得価額の目安 | 150万円~ | 250万円~ | 500万円~ | 750万円~ |

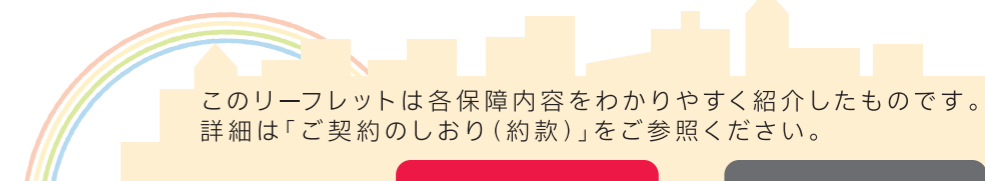
※「再取得価額」とは、保険の対象である家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

「MASTGUARD」(賃貸入居者総合保険)契約タイプ別保険金額・保険料一覧表 家財保険金額に応じて、契約タイプをご選択ください。

【保険期間2年間】

| 契約タイプ | 110 | 120 | 150 | 170 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| 家財保険金額 | 150万円 | 250万円 | 500万円 | 750万円 |
| 修理費用保険金額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 100万円 |
| 入居者賠償責任保険金額 | 1,000万円 | 1,000万円 | 1,000万円 | 1,000万円 |
| 個人賠償責任保険金額 | | | | |
| 保険料 | 14,300円 | 16,300円 | 21,300円 | 26,300円 |

※賠償責任保険金額は入居者賠償責任保障および個人賠償責任保障に共通の1事故における保険金支払いの上限額です。



このリーフレットは各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

家財を保障

1

失火やもらい火などによる

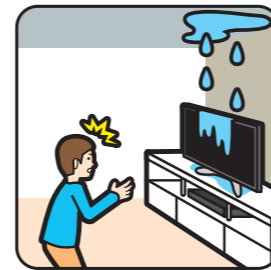
火災



2

他人の戸室や給排水設備に生じた事故による

水濡れ



3

窃盗・強盗などの

盗難

現金の盗難は20万円限度、預貯金証書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度、1回の事故につき100万円限度



4

破損・汚損

①～③、⑤～⑩以外の事故
1回の事故につき50万円限度
※自己負担額3万円



5

落雷



6

ガス爆発などの破裂・爆発



7

台風・豪雪などの風災・雪災・雹災

※自己負担額5千円(注)
(注)損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。



8

建物外部からの物体の落下・飛来衝突・倒壊



9

騒乱・労働争議などの暴力行為・破壊行為



10

床上浸水などの水災

家財保険金額の10%が限度



お支払いします

お支払いできません

- タバコの消し忘れて火災を起こし、家具や洋服を焼失させてしまった。
- 隣室の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- 上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- 借戸室のあるアパートの駐輪場に停めてあった自転車が盗まれてしまった。
- ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。

- 地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消えた場合のデータの損害
- 外出先で停めていた自転車を盗まれてしまった。
- 外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあったカメラが盗まれてしまった。

※借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、借戸室内においてレンタルしている福祉用具(介護ベッド、歩行器等)も家財として保障します。

賠償責任を保障

■ 入居者賠償責任保障

火災・爆発・水濡れなどで借戸室を損壊させてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償が生じた場合



■ 個人賠償責任保障

次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負う場合

- ① 借戸室の使用または管理に起因する事故
- ② 被保険者の日常生活に起因する事故

被保険者：保険の保障を受けられる方



- 洗濯機ホースが外れ、借戸室の床に損害を与えた。(入居者賠償責任保障)
- タバコの消し忘れて火災を起こし、借戸室を焼失させた。(入居者賠償責任保障)
- トイレを詰ませ水があふれたため、階下の入居者家財に損害を与えた。(個人賠償責任保障)

- 共有部分の水道管の老朽化により、階下に漏水して損害が発生した。
- タバコの火で床を焦がしてしまった。(火災に至らない場合)
- 自動車を運転中、他人に接触し、ケガをさせた。

※借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、被保険者が心神喪失により責任能力を欠く状態で加害事故を起こした場合、監護者の損害賠償債務についても保障します。

修理費用等を保障

■ 修理費用(特定設備等修理費用)

①～③、⑤～⑩までのいずれかの事故により借戸室に損害が生じた場合 ※100万円限度



洗面台・浴槽・便器等が破損し修理した場合 ※100万円限度(自己負担額1万円)



借戸室の取り付けガラスが破損し修理した場合 ※100万円限度



水道管の凍結により損害が生じ修理した場合 ※30万円限度



■ ドアロック交換費用

いたずら等、ロックに対する破壊、外出中にカギを盗まれた場合 ※1回の事故につき3万円限度

■ 凍結再発防止費用

借戸室専用水道管の凍結事故が発生し、その箇所に再発防止処置を施す場合 ※1回の事故につき1万円限度

■ 死亡による修理費用

被保険者の死亡により、借戸室が損害を受けた際の清掃・消臭・修理の費用を被保険者(相続人を含みます。)が負担した場合 ※50万円限度

■ 遺品整理費用

被保険者が死亡し、借戸室を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に要する費用を被保険者(相続人を含みます。)が負担した場合 ※50万円限度

- 化粧ピンを落とし、洗面ボールを割ってしまった。
- 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。
- 他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロックを交換した。
- 寒波の襲来で急激に温度が下がったため、網入りガラスにヒビが入った。

- 部屋の模様替えで移動中にタンスを落としてしまい、床を破損させた。
- 外出先で部屋のカギを紛失してしまったため、ドアロックを交換した。

いろいろな出費サポート

■ 地震災害費用

借戸室が属する建物が地震等で全壊となり家財も全損した場合にお支払いします。

※1回の事故につき20万円



■ 臨時宿泊費用

事故により電気ガス等が止まり一時的に有料宿泊施設を利用した際の宿泊費用に対し、お支払いします。

※1回の事故につき20万円限度
※1室1泊3万円限度、14泊20万円限度



■ 被災転居費用

建物に半壊以上の損害が生じ、居住ができなくなった際、下記の転居費用に対し、お支払いをします。

①転居先の賃貸借契約に必要な諸費用
②転居先への引越費用
※1回の事故につきそれぞれ20万円限度



■ 残存物取片づけ費用

損害を受けた残存家財の取りこわし、搬出、清掃に必要な費用に対し、お支払いをします。

※1回の事故につき家財保険金10%限度



■ 失火見舞費用

借戸室から火災等が発生し、他人の所有物に損害が発生した場合に見舞金等費用に対し、お支払いをします。

※1回の事故につき家財保険金額20%限度
被災世帯数×10万円



- 借戸室の火災により水道が止まったため、ホテルに宿泊した。
- 津波により借戸室が全損し、家財も全損した。

- 誰かが侵入した形跡があり気持ちが悪いためホテルに宿泊した。